

【平成23年度 安全報告書】

産交バス株式会社

弊社におきましては、『お客様の安全輸送』を第一に、これを肝に銘じて輸送の安全に関して、以下の取り組みを行っております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ①社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- ②輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. ①輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 (自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計)

平成22年度事故件数(目標の達成状況)

	目 標	実 績
車両人身事故	0件	1件
車内人身事故	0件	0件
車両故障事故	0件	0件
計	0件	1件

※人身事故については、相手方100%過失事故

平成23年度事故件数(目標)

	目 標
車両人身事故	0件
車内人身事故	0件
車両故障事故	0件
計	0件

②輸送の安全に関する計画

弊社では、隔月ごと営業所定例会を開催し、事故事例を基に、各営業所間の情報の共有化を図り、事故の再発防止に努め安全マネジメントの推進を図っております。

- (1)乗務員の年間教育の実施
- (2)車両代替えによる安全輸送の確保
- (3)法令遵守徹底に対するマニュアルの作成
- (4)事故防止委員会の定期的開催
 - ・営業所での開催(年3回)
 - ・本社での全体開催(年3回)
 - ・定期営業所巡回(月1回)
 - ・乗務アドバイザー教育(年4回)

③輸送の安全に関する投資等

- (1)平成22年度目標及び実績
 - ・【目標】ノンステップバス導入 13台 202,000千円
 - ・【実績】ノンステップバス導入 14台 205,339千円

- (2)平成23年度計画
 - ・ノンステップバス導入 8台 128,000千円

3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

・安全管理規程施行細則別表1-1～1-5参照

4. 事故、災害等に関する報告連絡体制

- ・安全管理規程施行細則別表1-1～1-5参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

- ①輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施いたします。
 - ・輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
 - ・輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
 - ・輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
 - ・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
 - ・輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。
- ②持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

6. 輸送の安全に関する教育及び研修実績

弊社におきましては、親会社『九州産交バス株式会社』の指導の元、バスグループ同じ方針により、新人教育は当然の事ながら、入社後3年未満のフォロー教育や入社経過年数に応じたリフレッシュ教育を実施し、安全教育に努めております。

また、各段階共に特別教育や社外講師招聘教育等により、運転技術の向上・乗務員のサービス意識の向上を図っております。

なお、当年度購入したNASVAの適正診断機による、個人教育の強化に努めております。

更に、当年度より各営業所への乗務アドバイザー登用により、新人受け入れ時の体制の強化及び事故・苦情惹起者に対する、個人指導の強化を図っております。

【平成22年度九州産交バスグループ教育の実績】

①新人教育	(18名)
②フォロー教育	(74名)
③リフレッシュ教育	(75名)
④特別教育・添乗教育等	(74名)
⑤社外講師招聘教育	(142名)
⑥運行管理者教育	(94名)
⑦乗務アドバイザー教育	(33名)
⑧貸切教育	(14名)
⑨高速登用教育	(3名)
⑩出向教育	(6名)
⑪リンジン教育	(10名)

【平成23年度九州産交バスグループ教育の計画】

- ①社外コンサルタントによる教育
- ②新人教育
- ③リフレッシュ教育
- ④特別教育・添乗教育等
- ⑤運行管理者教育
- ⑥乗務アドバイザー教育
- ⑦高速登用教育

- ・安全管理規程施行細則 別表2-1～2～2参照

7. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

- ①各営業所、社長他経営層による巡回(月1回実施)/単独10営業所
- ②営業企画課による監査の実施(年3回実施)
 - 1)年末年始輸送安全総点検時
 - 2)春・秋交通安全運動時
 - 3)不定期による監査
- ③九州産業交通ホールディングス(株)監査室による監査の実施(年1回実施)および改善進捗調査
 - ・指摘事項につきましては、順次改善措置を行っております。

8. 安全管理規程及び安全管理規程施行細則全文

- ①安全管理規程(1～4ページ)参照
- ②安全管理規程施行細則(1～2ページ)参照

9. 安全統括管理者

営業企画部長 下 鶴 誠 志